

# 軍用地は、 どうして生まれたの？



たずねてみよう、  
沖縄のもう一つの  
土地の歴史



パネル 1

## 沖縄は県民を巻き込んだ戦場になった

1941年（昭和16年）12月8日、日本は中国東北部での「満州国」建設や、東南アジア・南方進出で、アメリカ、イギリスなどの連合国と対立を深め、「太平洋戦争」が始まりました。1945年（昭和20年）4月1日、連合軍は嘉手納・読谷の海岸に上陸し、それからおよそ90日間、連合軍の陸・海・空からの攻撃で「鉄の暴風」にさらされ、沖縄は県民を巻き込んだ戦場となりました。そして、6月23日、日本軍を指揮した牛島満中将が自決して、事実上の終戦となりました。



読谷海岸へ上陸する米軍

## 軍用地のはじまり

戦後、戦争で生きのびた人々が、以前住んでいた場所（家）に戻ってみると、そこは金網で囲われていました。米軍は、住民が避難していなくなった集落や道路を金網で囲って、部隊の駐屯所や食料倉庫、弾薬貯蔵所などにしたのです。これが「軍用地のはじまり」です。

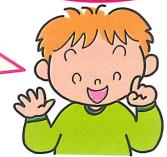
戦争が終わっても、米軍は一部の土地しか返さなかったので、住民はその場所（家）へ帰ることはできず、土地を取られた住民は、米軍が指定した他の場所に移るしかなかったのです。

# 軍用地主は



たずねてみよう、  
沖縄のもう一つの  
土地の歴史

パネル2



# 権利をどう主張したの？

## 銃剣とブルドーザーで新たに土地が奪われる

1948年（昭和23年）、地主たちは、これまで奪われた土地（農地など）の軍用地料を払ってもらうよう、声をあげました。その先頭に立った桑江朝幸氏は、新聞広告で「ハーグ陸戦法規」を根拠に、軍用地使用料を支払うよう琉球民政府副長官へ願い出て、同要求の実現に向け、軍用地主大会を開きました。

この要求に対して、米軍は当初、土地一坪あたり、コート1本分と同じ値段で、20年分の軍用地料を一括して支払うという契約を提案しました。その契約が地主にとってあまりにも不利な内容だったので、ほとんどの地主は契約に反対しました。すると、米軍は地主の声を無視して新たな軍用地を接収するための法律（布令・布告）を作り、強硬に基地の建設を進めました。1953年（昭和28年）4月、「土地取用令」を皮切りに、伊江村、読谷村、北谷町、宜野湾市、現在の那覇市（真和志村、小禄村）などで米軍が銃剣とブルドーザーでもって強行に地主が祖先から受け継いできた土地を引き裂いて、米軍基地にしていきました。



伊佐浜の強制土地接收

## 「プライス勧告」に反対！ 「島ぐるみ闘争」へ

米軍に土地を奪われた地主は、市町村と一緒にになって、1953年（昭和28年）6月16日、「市町村土地特別委員会連合会（土地連）」（初代会長に桑江朝幸）を設立しました。

地主は、米軍が武力で土地を取りあげたことに対して反対運動をおこしました。その声を受けて、琉球政府は、米軍による、軍用地を半永久使用するために軍用地料をまとめて一回で支払う、いわゆる「一括払」に反対するなどの「土地を守る四原則」を打ち出しました。琉球政府は、沖縄の声を直接伝えるため、1955年（昭和30年）5月、ワシントンへ代表団（比嘉秀平主席、長嶺秋夫立法議員、桑江朝幸土地連会長など6名）を送りました。

アメリカ本国は、沖縄の要請を受け、同年10月、軍用地問題の現地調査を行うため、調査団（プライス調査団）を派遣しました。沖縄県民は軍用地問題の解決を期待し、歓迎の意を表して調査団を迎えるました。

しかし、調査団が米国議会へ提出した報告書「プライス勧告」は、軍用地料の「一括払」や軍用地の新たな使用を認めるという内容でした。

1956年（昭和31年）、「プライス勧告」が発表されると、琉球政府や土地連は「四原則」を成し遂げることを再確認しました。各地域でも米軍への抗議の声が強くなり、全島で30万人余りが参加する住民大会が開かれるなど、いわゆる「島ぐるみ闘争」が起きました。

その結果、米軍は、1958年（昭和33年）、沖縄が強く反対してきた軍用地料の「一括払」を取り下げ、それ以降、軍用地料は毎年支払われるようになりました。

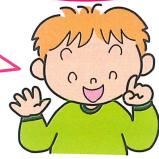


島ぐるみ闘争 プライス勧告反対

# 沖縄の本土復帰、

たずねてみよう、  
沖縄のもう一つの  
土地の歴史

パネル3



# あらたな軍用地問題とは？

## 本土復帰後も山積する軍用地問題

1972年（昭和47年）5月15日、沖縄県民が願い続けていた日本への祖国復帰が実現し、「沖縄県」が誕生しました。しかし、米軍基地は、復帰後もそのまま米軍が使うことになりました。沖縄の人々が望んだ復帰後の全面返還とはほど遠いものでした。今なお、全国の面積の0.6%しかない沖縄県に全国の米軍専用施設（米軍のみで使用する施設）の約74%が集中しています。

復帰すると、地主は新たに国と契約を結ぶことになります。土地連は、復帰前に各地主会の代表総勢60名で本土の主な米軍基地を調査し、国に対して軍用地料を本土並み（価格方式や生産方式）にしてほしいと要求しました。その結果、国はその要求を認めました。

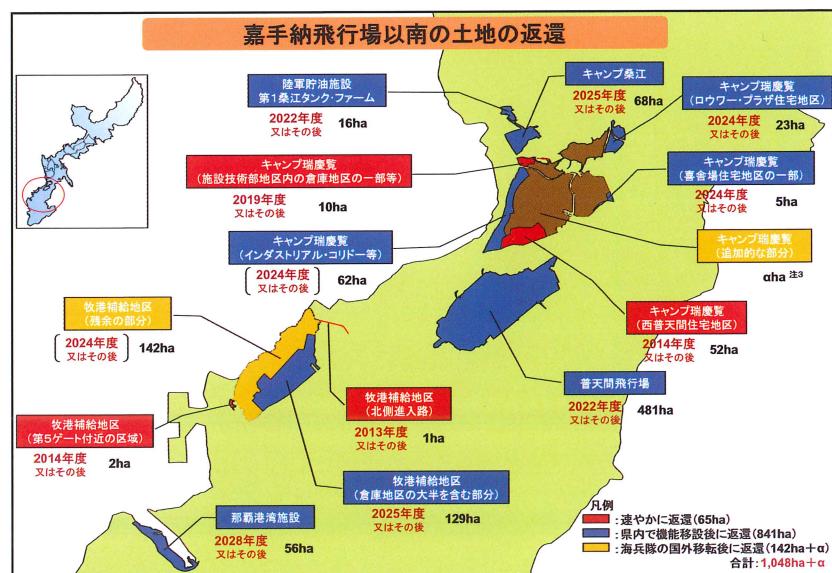
土地連は、軍用地料をめぐる問題をはじめ、位置境界未確定問題、返還跡地問題等の難しい課題を山ほど抱えながら、解決に向けて一つ一つ取り組んでいます。

例えば、戦争による土地登記簿の焼失や基地建設による地形の変容等で土地所有権の区分ができない位置境界未確定問題では、法律を定めて早めに解決するよう、土地連が国に訴え続けた結果、1977年（昭和52年）、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置（地籍明確化法）」<sup>ちせきめいかくかほう</sup>ができ、大きな成果をもたらしました。

## 米軍基地は、いつ返還されるの？

米軍再編の日米協議については、2007年（平成17年）の日米安全保障協議委員会（SCC）における協議を経て、2008年（平成18年）のSCCにおいて、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意されました。

その後、2013年（平成25年）、日米両政府は、嘉手納飛行場より南の6施設1,000ha～1,500ha（東京ドーム約319個分）の大規模な駐留軍用地について返還を合意する、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を発表しました。この統合計画では、2013年度から2028年度後が返還時期となっています。



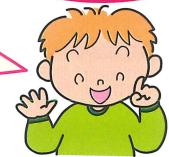
※(防衛省「嘉手納飛行場以南の土地の返還」より)

# 返還されると、



たずねてみよう、  
沖縄のもう一つの  
土地の歴史

パネル4



# どんな利用方法があるの？

## 軍用地が、にぎやかな街に生まれかわった

「小禄金城」・「那霸新都心」・「北谷町ハンビータウン」。これら 3 つの地域は、高層マンション、大型ショッピングセンター、映画館などが建ち、沖縄県内でもっともにぎやかで、人気の高い街として知られています。これらの街は以前、米軍によって強制接収された軍用地だったのです。軍用地が返還されると、計画的に街づくり（土地区画整理事業）を行うことができ、軍用地だったころよりもそこで働く人々が増え、にぎやかな街に生まれかわっています。



那霸新都心



北谷町ハンビータウン

## 基地跡地に派生する問題と沖縄の発展

米軍基地の返還後も様々な問題がこれまで残ってきました。例えば、PCB といった有害物質による土壤汚染やドラム缶等の廃棄物の埋設、返還後の跡地利用を配慮しない細切れ返還等により、跡地利用が長期間にわたって進まなかつたことから、地主が、経済的に困難な状況に陥りました。そのため、土地連は国に対して、軍用地の跡地が有効に活用でき、また、返還で地主が不利益を受けることのない法律を定めるよう、沖縄県と連携して要請活動をしました。そして、2012 年（平成 24 年）、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）」が制定されました。<sup>あとちりょうとくそほう</sup> 狹隘な沖縄において軍用地の返還跡地は、まとまって利用できる大きな空間であり、有効活用することによって、沖縄の経済的発展が期待されます。